

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 鴛海 豊

1 日 時

令和3年3月19日（金） 午後1時00分から
午後4時06分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

鴛海豊、太田正美、井上伸史、二ノ宮健治、守永信幸、小嶋秀行、吉村哲彦

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

森誠一、古手川正治、河野成司、堤栄三

6 出席した執行部関係者の職・氏名

農林水産部長 大友進一 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第7号議案から第9号議案まで、第29号議案及び第30号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第1号報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと全会一致をもって決定した。
- (3) 損害賠償の額の決定について、令和元年農業産出額について、大野川上流地域の営農用水の確保について及び大分農業文化公園・大分県都市農村交流研修館の見直しについてなど、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 副主幹 白岩賢一
政策調査課調査広報班 主任 佐藤千種

農林水産委員会次第

日時：令和3年3月19日（金）13：00～

場所：第3委員会室

1 開 会

2 農林水産部関係

13：00～15：00

(1) 付託案件の審査

- 第 1号議案 令和3年度大分県一般会計予算
(本委員会関係部分)
- 第 7号議案 令和3年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算
- 第 8号議案 令和3年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 第 9号議案 令和3年度大分県県営林事業特別会計予算
- 第 29号議案 令和3年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について
- 第 30号議案 大分県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正について
- 第 1号報告 令和2年度大分県一般会計補正予算（第8号）について
(本委員会関係部分)

(2) 諸般の報告

<法令に基づく報告>

- 報第 1号 損害賠償の額の決定について

<その他の報告>

- ①令和元年農業産出額について
- ②大野川上流地域の営農用水の確保について
- ③大分農業文化公園・大分県都市農村交流研修館の見直しについて
- ④金吉川流域の危険斜面の絞り込みについて
- ⑤漁港の放置艇対策について
- ⑥大分県農協の改革について
- ⑦水田畑地化について
- ⑧水稻新品種「なつほのか」の導入について
- ⑨農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づく輸出産地について
- ⑩漁業法改正に伴う資源管理の強化について
- ⑪女性就農者向け研修施設の開所について

(3) その他

3 協議事項

15：00～15：10

(1) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

鴛海委員長 ただいまから、農林水産委員会を開きます。

審査の都合上、予算特別委員会の分科会もあわせて行うので、御了承願います。

また、本日は、委員外議員として森議員、古手川議員、河野議員、堤議員が出席しています。

ここで、委員外議員の方をお願いします。発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

なお、進行状況を勘案しながら進めていくので、委員外議員の皆さんは、あらかじめ御了承願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案6件及び報告1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

まず、付託案件の審査を行います。

まず、第1号議案令和3年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

宇都宮農林水産企画課長 第1号議案令和3年度一般会計予算案のうち、農林水産部関係予算について説明します。

お手元の農林水産委員会資料の1ページ、令和3年度大分県一般会計当初予算案農林水産部の概要を御覧ください。

当初予算案の総額は、資料上段の(1)予算の3年度当初予算額(A)欄の中ほど、太枠で囲っている計(イ)の欄にあるとおり、623億6,864万1千円です。前年度と比較すると、右から2列目の差引欄にあるように、47億9,597万3千円の減、対前年度比7.1%のマイナスとなっています。

公共事業費の当初予算案は、下の表(2)公共事業費の概要のうち、3年度当初予算額(A)欄の中ほど、太枠で囲っている計(ハ)にあるとおり、290億2,680万4千円で

す。前年度と比較すると、右から2列目の差引欄のとおり、28億2,034万9千円の減、対前年度比マイナス8.9%となっています。

当初予算案の主な減少の要因としては、国営かんがい排水事業大野川上流地区の竹田市の負担金約27億6千万円を、令和2年度に一括繰上償還したことなどによるもので、また、公共事業費については、令和2年度まで実施された防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策が終了したことによるものです。なお、後継となる5か年加速化対策については、約63億円を令和2年度3月補正予算に計上しています。

次に、令和3年度当初予算案の主な事業について、17日の予算特別委員会で説明をしていない事業を中心に、体系ごとに説明します。別途配付している令和3年度当初予算の体系と主な事業農林水産部で説明します。

1枚めくって1ページを御覧ください。

この資料は、農林水産部が取り組む各施策について、予算概要から該当部分を抜粋・抽出してまとめた資料です。各事業の詳細については、各事業名の後に予算概要の該当ページを記載しているので、参考にしてください。

表題下にあるように、令和3年度予算では、昨年2月に改訂したプランの創出額の目標2,650億円の達成に向け、水田の畑地化、担い手の確保などの構造改革に取り組みます。また、喫緊の課題であるコロナ禍での消費回復や販路拡大、昨年7月豪雨災害からの復旧を並行して進めていきます。

次に個別施策ごとに事業を説明します。

まずは、1農業の構造改革の更なる加速です。

①水田畑地化による園芸品目の生産拡大ですが、もうかる農業に向けて、令和10年度の目標2千ヘクタールの達成のため、高収益な園芸品目に転換する取組を加速していきます。

まず、下から二つ目の段にある施設整備です。次代へ繋ぐ園芸産地整備事業では、園芸品目の

栽培施設や機械導入等の整備を支援します。

続いて、2ページの3段目、大野川上流地区園芸産地強化対策事業では、大蘇ダムの畑地かんがい用水を活用し、野菜等の生産拡大及び農地の高度利用を推進するため、農地の有効利用と作付け拡大を地権者や耕作者に提案する農地利用計画の策定等により、令和元年度の産出額29億円を令和11年度までに目標の50億円まで拡大します。

次に、②マーケットニーズに対応した流通・販売力の強化です。

水田畑地化等により園芸品目の生産拡大を図る上で、その販路の確保は欠かせません。

下段の食品企業連携産地拡大推進事業では、安定取引につながる食品企業と連携した産地育成を行うため、企業と産地とのマッチングを推進するとともに、加工業務用農産物の生産拡大に必要な機械・機材の導入を支援します。

3ページをお開きください。

③力強い経営体や多様な人材の確保・育成です。

上から四つ目、女性就農者確保対策事業では、女性就農希望者向けの研修施設を4月から開設するとともに、女性が働きやすい就労環境を整備する農業経営体を支援します。

また、下から2段目の次世代農業プロジェクト支援事業では、産地の発展・競争力強化に向けた若手農家の意欲的な取組を喚起するため、農業グループによる地域農業を牽引し得るプロジェクトを支援し、本県農業を支える人材の育成を図ります。

次に、④おおいと和牛のブランド化です。おおいと和牛は、平成30年9月にブランドを立ち上げてから4年目を迎えます。ブランド力向上に向けて、生産基盤の強化や流通拡大に取り組めます。

まず、基盤強化では、肉用牛生産基盤拡大支援事業により、畜産公社による肥育牛預託貸付等の支援や、繁殖雌牛の導入支援により、増頭を図ります。

また、4ページの肉用牛繁殖情報デジタル化推進事業では、繁殖管理システムを改修し、申

請の電子化や市場情報などの速やかなデータ提供により、生産者の事務負担軽減や経営分析の向上による生産性向上を図るとともに、その下、肥育・繁殖牛生産性向上対策事業では、肥育・繁殖プロジェクトチームによる枝肉重量や歩留り等の肉質改善のための技術指導に引き続き取り組めます。

次に、一番下の段の酪農振興では、酪農基盤対策事業により、畜産クラスター計画に基づき、中心的な経営体の規模拡大に必要な施設や機材の整備を支援するほか、その下、酪農経営生産性向上対策事業で、ゲノム解析による牛群能力把握や、性判別精液による人工授精により、乳牛の能力向上に取り組むとともに、災害時の乳房炎発生を防ぐため、搾乳等に必要非常電源の確保を支援します。

5ページをお開きください。

2 林業・木材産業の成長産業化です。

①林業の成長産業化ですが、素材生産量160万立方メートルを目標に、中核的な林業経営体の育成や県産材の需要拡大に取り組んでいきます。

まず、林業事業体強化推進事業では、主伐・再造林を担う中核的な林業経営体の育成を図るため、高性能林業機械の導入や経営者向けの研修等を支援します。

また、その下、木造建築物等建設促進総合対策事業では、人口減少に伴う長期的な住宅需要の減少が見込まれるため、新たな県産材需要の開拓に向けて、中・大規模の非住宅木造建築物の設計に取り組む建築士の育成を行います。

続いて、③林業の担い手の確保・育成です。

林業新規参入者総合支援事業では、林業の担い手確保・育成に向けて、おおいと林業アカデミー等の研修支援や緑の青年就業準備給付金の交付を行います。

6ページを御覧ください。

森林・林業教育促進事業では、次世代の大分の森づくりを担う人材を育成するため、子どもの学びの段階にあわせた体験プログラムや副読本を作成するとともに、次世代の森づくり活動リーダーの育成を図ります。

次に、3水産業の構造改革です。

①養殖業の成長産業化では、養殖業の生産の安定・拡大に向けて、マーケットニーズに基づいた生産体制の構築や消費拡大に取り組みます。

養殖マグロ成長産業化推進事業では、養殖マグロの生産安定・拡大のため、赤潮の被害を受けにくい中・底層域での養殖について実証を進めます。

また、その下県産水産物流通拡大推進事業では、県産魚の販路を拡大するため、商社や量販店と連携した県外大消費地での販売促進や、県漁協直営店を活用した県内での消費拡大に取り組みます。

7ページをお開きください。

②漁船漁業の振興では、資源管理の強化や担い手確保に取り組みます。

上から三つ目、無給餌養殖推進事業では、生産額が減少している漁船漁業者の経営安定のため、カキ、アサリ、タイラギなどの二枚貝やテングサ、オゴノリなどの海藻類の無給餌養殖技術を開発、実証、普及し、漁船漁業者の副収入源の確保を図ります。

また、その下、漁業担い手総合対策事業では、漁業担い手の確保・定着促進のうち、補助金事業で、漁船漁業の担い手を確保する上でネックとなる初期投資の負担を軽減するため、独立経営を始める新規就業者の漁船購入等に対する補助制度を創設します。

次に、4元気で豊かな農山漁村づくりです。

①中山間地域の生産振興のうち、上段の中山間地域等直接支払事業では、国の中山間地域等直接支払交付金を活用し、集落ぐるみの農業生産活動等への支援を行います。

その下、直売所を拠点とした中山間地域農業推進事業では、中山間地域の農業者の所得向上を図るため、農産物の販路となる直売所について、直売所間の連携会議を開催し経営改善に向けた情報共有を図るとともに、地産地消PR資材作成やレイアウト変更へ助成し販売拡大を支援します。

8ページを御覧ください。

一番上の段、集落営農構造改革対策事業では、

集落営農組織の経営力強化に向けて、地域集落経営サポート機構にコーディネーターを配置し、集落営農組織の人材確保や販路拡大を支援します。

次に、②鳥獣被害対策です。県内の鳥獣被害額は、年々減少していますが、令和元年度も依然として1億7,200万円の被害が発生しており、対策の継続が必要です。

鳥獣被害総合対策事業では、狩猟者確保のための免許取得支援や報償金による捕獲推進、集落での予防対策の強化、鳥獣防止柵の設置に継続して取り組みます。

また、大分ジビエ普及推進事業では、飲食店や学校給食へのジビエの普及拡大を図ります。

また、③森林管理の推進のうち、全国育樹祭開催準備事業では、令和4年度に本県で開催される全国育樹祭に向けて、実施計画の策定などの開催準備を進めます。

9ページをお開きください。

6戦略的な輸出拡大対策です。

国は、昨年11月に農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略を策定し、27品目の輸出産地を位置付けました。県内では、牛肉、ぶどう、かんきつ、かんしょ、製材、ブリの6品目が輸出産地に選ばれました。

こうした状況を踏まえ、農林水産物輸出需要開拓事業では、養殖ブリやクロマグロ等の中国向け輸出の定着・拡大に向けた現地量販店等でのPRや、昨年からのベトナム向けの輸出が始まった冷凍焼芋の輸出拡大に向けた販促強化などに取り組みます。

また、その下、林業再生県産材利用促進事業では、大径材製品の販路開拓のため、木材団体等による米国内への海外輸出拠点設置を支援します。

10ページを御覧ください。

8災害に強い農林水産業です。

①農業用ダム、ため池等の防災機能の強化ですが、上から四つ目、防災重点用農業用ため池管理体制強化事業では、ため池サポートセンター設置による専門的技術指導や水位計設置等によるため池監視システムを構築します。

また、その下、田んぼダム実証事業では、豪雨時における水田の雨水貯留機能を流域治水に活用する田んぼダムの洪水抑制効果等について検証を行います。

最後に、令和3年度予算概要の49ページをお開きください。

旧内水面チーム庁舎等解体事業費3,004万3千円です。本事業は、試験研究施設の廃止に伴い、宇佐市から条件付きで寄附された土地を返還するため、庁舎等を解体し更地化するものです。令和3年度は、更地化に向け必要な実施設計や調査委託等のほか、近隣で発生する工事残土を受入れできるように、試験池の一部の解体を前倒しで実施します。庁舎の解体及び試験池の埋め戻しなどの本格的な更地化は令和4年度を予定しており、3億4,486万1千円の債務負担行為の設定をお願いしています。

鴛海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

太田副委員長 6ページですが、流通の部分で流通拡大推進事業等がありますが、専ら商社とか量販店とか、そういうところに目が行きがちですが、やはり消費者個々のところにもっと大分県産のいいところをPRするような部分も、もう少し力を入れてほしいと思います。いろんな産地の競合が起こって産地間競争が出てきますが、その中で今、大分は厳しい状況にあるのかなと思います。やはり顔の見える生産者と個人の間関係をもう少し構築するような努力も必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

上田おおいブランド推進課長 ただいまお話をいただきました量販店も確かに対象として、今、販路の拡大を図っています。

ただ、その活動においては、生産者自身の取組を十分消費者に伝えたいと思っていて、実は本年度、補正予算もいただいた分ですが、現場の各生産者が映った動画を作成しました。これを県外などの販売促進のときに放映して、大分県の生産者の皆さんがいかにか頑張っているのか。それから、どういう思いで作っているのか、こういったところをお伝えしながら、産品に大分

の良さも乗せていることが一つあります。

現在コロナ禍ですので、皆さんが上京したり、大分県内においても一般の消費者に直接接することがなかなか難しい環境下ではあります。まずは当面の間は直接接しなくても、極力、大分の皆さんの気持ちが伝わる方向を今、駆使しながら販売拡大に取り組んでいる状況です。

引き続き、時期を見ながら、少しでも農林漁業者の皆さんの力が伝わるような販売促進に努めていきます。

景平審議監兼漁業管理課長 量販店への取組が、これからの水産業の伸び代を確保する上で非常に重要なところになってきています。実は関東、関西、大都市圏向けの販路開拓が喫緊の課題になっており、その点において量販店の持つ販売力を最大限に利用して販路開拓を図っていこうという方向でやっています。

今回、コロナ禍において、ブリの養殖について、実際かなり生産量、加工量、販売量とも伸びています。これは大手量販店を活用して販路開拓を図った結果で、その点においてはかなり効果が出たのではないかと思います。

一方で、市場流通は外食が中心で、高級魚を売っていく点においては非常に大事になってくる場所ですが、いかんせんコロナの影響下ではなかなか苦戦したのが現状です。

ただ、今のところ徐々に緊急事態宣言が解除された地区を中心に需要が伸びているので、その点についても力を入れていきたいと考えています。

太田副委員長 よく分かりますが一方で、量販店とかどうしても価格競争で、よそよりも高く売れないという悩みもあると思います。消費者としては1円でも安い物を選ぶ傾向もあります。

だから、大分の物がいいというような付加価値のある売り方を、どうやってその中に落とし込んでいくかという努力をぜひ続けていかないと、やはり他県の物との競合の中で安く売らざるを得なくなったときに、行く行くは生産者にそのツゲが回ってくるということになる。今回のコロナの中でも随分、関あじ・関さばあたりが売れなくて困って、そこでダイレクトに消費

者に届くように生産者も努力しているところはあると思います。

そうすると、やはり生け締めとか熟成の魚のおいしさとか、そういうことにも言及した取組もまた必要になってくるので、とって売るだけではなく、もう少し違った売り方にもまた一工夫いるのではないかと思いますので、よろしく願いします。

景平審議監兼漁業管理課長 ありがとうございます。正にそのとおりで、今回中心に売ったのがかぼすブリでした。もともとブリ食が盛んでない関東で、初めてかぼすブリを食べた人から非常に反響がありました。

実際は国の事業を使って卸値を半額にして出す事業を使いましたが、量販店でかなり幅広く、今まで取引のなかったところにチャンネルが開いたりしたので、大分県ならではの魚の拡販という意味においては良かったと思います。

もちろんかぼすブリは入口であり、今後、大分県産品を広く浸透させていきたいと思うので、引き続きその扉の開いたところの流通を使って拡販を図っていきたくと思っています。

井上（伸）委員 8ページ、木材消費拡大対策事業の中で、これは県の予算は出さず、国だけの予算でこれだけやるというのは予算的には大変考えているなと思います。

しかし、こういった予算だからこそ、これに県が予算を追加して大幅に広くやるというような対応も私は必要ではないのかなと思います。

それと、この当初予算の中でポイント制でいろいろやったというのは、これは確か令和2年度でやったのではないですか。それが当初予算と書いていないので、補正の場合はここには書かないかな、どうだったかよく分かりませんが、このポイント制については、380棟を対象にしてどうのこうのという話があったと思いますが、その辺の経過はどうなっているか、報告をいただきたいと思います。

それから改修工事というのは、リフォームは関係ないですね。リフォームと改修は違うかな。というのが、私はこういったものについてもリフォームとしてお金を使っていたかとい

う思いがあるので、さきほど言ったように、やはり大分県の予算も一緒に付けて大きくして、そういったリフォームの対応をした方が効果があるのではないかと感じたので、その辺の思いと、この6番目の米国内への輸出拠点というのは、米国ではなくて米国以外の隣の韓国とか、そういったところの材料が欲しい時にはそういう対応ができるのかということ。

海外にある外国とうまくやってきた拠点で実績により、相手方がどのような思いであるか状況をつかんでおかないと一過性で終わるので、その辺は心配ないかということ。

それと、ドローンにおける苗木輸送の関係について、これは誰が機械を購入するんですか。機械を購入して、それにいろんなアタッチメントをつけて助成するというのか、誰が所有してこういうのを動かすのか、その辺のところをちょっと知りたい。誰かもうドローンを買いたいという人がいて、それに補助金を出して支援をするのか、その辺のところをちょっと取り留めない質問でしたが、お願いしたいと思います。

それともう一つ、5ページのコウヨウザンの苗木生産については大変いいことだと思いますが、これはコウヨウザンに特化していいのかな。ほかに樹木はいろいろありますが、その辺のところも一緒に考えた方がいいのじゃないか。ただ、早生樹という中でいろいろ今後やられた方がいいのではないかと。ちょっとコウヨウザンというのは早いのではないかとと思いますが、どうも森林所有者でもコウヨウザンをよく知らない人も結構多いです。採穂園も今から作るのか。この苗木は大分県にはあんまりないんです。それを持ってきてやるというのは分らんことはないけど、ほかにいろいろ考える必要があるのではないかと思いますし、御存じのように適正伐期は昔は35年だったんです。今は50年になってしまったんですね。だから35年でも使えるわけです。それは、やり方があるんですね。今、植えているやつも小さいやつを集成して大きくすれば対応できる。ですから35年生の木でも、いわゆる集成すればできるということにつながるのじやなかろうかと思います。ですから、品

種の選定について十分検討したのかということ、ほかにこの対応の仕方についてもいろいろあるのではないかなと思います。ちょっと長くなりましたが、以上です。

高村林産振興室長 私から3点お答えします。

木材消費拡大対策事業、いわゆる住宅を建設する際にポイントを付与する事業です。本年度の6月補正で予算は成立しましたが、そういった意味では令和3年度新規事業という形で計上しています。本年度の実績について、まず、350棟分の予算をいただいていたのですが、288棟の実績となりました。平均的には1棟当たり18立米の木材を使用しており、トータルで5,200立米程度がこの事業によって使われているということです。

まず、令和3年度については450棟分の予算を要求しています。まずはこの450棟の木造住宅を建設する、促進するというところで取り組んでいきたいと思っています。

2点目のおおいた材建築物改修等支援事業ですが、これは、昨年9月補正で予算をいただいたところです。半年間でしたが、事業実績としては申請件数が37件と当初予定した件数よりかなり少なくなっています。これは、家を増改築する際、あるいは内装だけでも木材を使うといった場合に補助金を2分の1という形で出しています。引き続き、来年度もこういった予算で木材の消費拡大を図っていきたいと考えています。

加えて輸出の関係ですが、さきほど説明した事業では、米国をターゲットに輸出をしていきたいと考えています。

ただ、言われるように韓国、中国、東南アジア等含めて海外輸出にチャレンジするところについては、例えば、現地での商談会の開催とかイベント等の開催、あるいはバイヤー等の招聘について、別の事業になりますが、追加支援をしたいと考えています。

吉川林務管理課長 2点目に御質問のあったドローン等の導入支援についてですが、こちらは事業体を対象にして支援しています。

ドローンだけではなく、こちらの9ページに

あるように、下刈り用の重機の先につけるアタッチメントみたいなものも2分の1補助の対象にしています。

吉松森林整備室長 早生樹の造林についての御質問にお答えします。

早生樹については林業研究部においても、平成24年から26年に早生有用広葉樹等を活用した短伐期林業に関する研究、それから国の九州育種場においてもコウヨウザン、早生樹等の利用による森林整備手法のガイドライン等の研究がなされています。

コウヨウザンだけを推進するという訳では決してなく、成長の早いエリートツリー、それから、コウヨウザン以外の早生樹も推進していき、主伐が進んでいるので、その資源の枯渇に備えた形で支援していきたいと思っています。

それから、なぜコウヨウザンを推進するのかというところですが、コウヨウザンは国の研究で知見も高められており、成長に関する特性、それから、用材の用途の強度等の特性も出ており、将来的には用材としての利用が見込めるということで、コウヨウザンに着目して推進するということです。

まずは来年度、県営の採穂園を造成し、それを足掛かりにして民間の生産者に生産技術を下ろしていきたいと考えています。

井上（伸）委員 分かりました。木材需要拡大の事業は、県の予算も少しつけて幅広くした方が、より多くの効果が出るのではないかと思います。その辺のところを十分検討して補正でもして、少し多くしてリフォーム関係の住宅にすると相当需要拡大につながると私は思っているのですが、ぜひともこれを実現していただければありがたいと思っています。

それから、輸出をなぜ米国と決めたのですか。米国は遠いから、これで果たして採算が合うのだろうかと思いますが、採算性の問題とかあるので、その辺の将来の見通しはどうか。ただ一過性で、人が言ったから米国でやりましょうとしてやったのか。それこそ何回も言いますが、近い韓国の方がいいですよ。私はそういうことをやったことがあるので、感覚的に大体分

かっていますが、その辺のところはどうでしょうか。

高村林産振興室長 米国に対する輸出については、実証的なところもありましたが、もう既に輸出が3年ほど前から開始されています。加えて、今年になって全国的な統計を見ると、アメリカに対する輸出量がかなり増えています。

さきほど国の成長戦略の話をしました。その中でも国が目標としているのは元年の実績に対して、約10倍ほどを想定しています。

そういった関係で、本県でも3年ほど前から輸出されているものを拡大していきたいと。アメリカでは、特にフェンス材という住宅の周りを囲むフェンスに使われているということです。耐久剤を使ってということですが、フェンス材については木の中の赤い部分をフェンス材とするということです。そういった杉の大径、大きな木から作った赤身の部分をアメリカに輸出する取組を強化していきたいと考えています。

井上(伸)委員 また後で詳しく聞くので、よろしくをお願いします。

二ノ宮委員 一番聞きたいのは地産地消です。

今回、予算の組立ての中で全部で8項目に分かれています。そしてこの間、一般質問でも言いましたが、今、大分県の計画の中でも地産地消という言葉がほとんど出てきません。

7ページの4番の元気で豊かな農山漁村づくりの中に入っていくのではないかと思います。やはり農業でも漁業でも一緒ですが、その土地でできた物をその土地で消費するのが一番ではないかと思っています。

そして、そのことがやはり日本全体の自給率を高めていくし、SDGsにも関係してきます。例えば、9ページの6には輸出に対しての大きな項目が1項目上がっています。何か全体的に大分県の農業に対する予算について、どこかが欠落しているというような気がしています。

やはり地産地消というものを表に出しながら、その中で中山間地の問題もあるし、今で言えばここにあるように直販所とか、それだけではなく、例えば農村の中で、作った物が直売所で売れていく。そして地産地消というものが広がっ

ていくというような、何かその辺から組立てを変えないと、何か自給率を高めるというのは国の問題であって大分県の問題ではないというような組立てになっているように感じます。

ちょっと言い過ぎたかもしれませんが、その辺をぜひ聞かせてください。

三浦地域農業振興課長 地産地消に絡む事業ということで、主な予算の体系、主な事業では直売所の事業しか記載していませんが、この直売所の事業についても、中山間地域で大事になる販路の確保、それから消費者と生産者の連携の拠点になるということで、この直売所を支援していきたいと思っています。

それから、この主な項目には入れていませんが、予算概要書の43ページを御覧ください。

ここでいただいた魅力発信・地産地消推進事業費、金額は101万5千円と少ないですが、ここで地産地消や消費拡大を図るための取組を記載しています。

具体的には地元産品を扱っている、とよの食彩愛用店を支援したり、大分県産の農林水産物を使った商品開発コンテストや学校給食への県産材の導入推進等をここで行います。

二ノ宮委員 やっていることはよく分かります。問題なのは、大分県の農林水産業が自給率を高めるんだ。さらに言えば、そのために地産地消という小さなことですが、そういうところから手をつけていくということをぜひ来年度からの予算の組立ての中で、全面に出してやっていただきたいというお願いです。

小嶋委員 先だっの予算特別委員会でも話があったと思いますが、予算概要でいえば、60ページの農業活性化・スタートアップ圃場設置事業費3,100万円、中身としてはアパート方式なども含めて少しは分かっています。予算が国庫支出金で3,100万円ということで、県の一般財源からも、その他からも特に持ち出すことはないですが、伺いたいのは国のメニューにこういうものがあつたので、それを採用したという理解でいいですか。

これはアパート方式ですから3年ぐらいで自立できるようになったら、次の人が入るとい

ような話が予算特別委員会の中ではありましたが、その中身はいいとして、持続的といいますか継続的にこれが行われるのかどうかも含めて、今一度御説明をお願いします。

井迫新規就業・経営体支援課長 財源についてですが、国の地方創生の交付金の中でしごとづくりというメニューが上げられており、これに該当するというので、財源は国庫支出金を活用しています。

では、金の切れ目が縁の切れ目にならずにちゃんと継続できるのかという観点ですが、その後の持続的に必要となる費用も検討しており、ランニングコストについてはアパートの入居費用から考えているところです。

ただ、運用上、例えば、指導員の配置などでまた必要が生じれば、その都度県の事業の中で考えていこうと思っています。

小嶋委員 3, 100万円でどれぐらいのものができるのか、整備内容としては50アールと書いてありますが、これは移住後の速やかな就業や兼業でと書いてあるので、重要な事業内容だとは理解しています。

そういう意味では、自主財源をくっつけて規模を少し大きくするとかは考えられなかったのですか。

井迫新規就業・経営体支援課長 確かにこういった取組を広げていきたいという志は持っていますが、やはり事業の仕組みとして、まず初めてのタイプであるということと、実際に現場の理解があってこそアパートを卒業し、実際に定着していくというようなことが考えられます。今回は端緒として施設50アール露地50アールですが、この成果を見ながら、必要に応じてそのときの事業の財源は、そのときの事情による考え方があると思いますが、方向としてはここで成功すれば確実に拡大を、いろいろな地域で取り組んでいきたいと思っています。

小嶋委員 大体分かりました。ぜひ持続的な方向で事業化していただきたいと思います。

ちょっと話は変わりますが、今回予算概要が厚いので検討してこうしたんだと思いますが、どこにどういう組立てであったのか、前後の関

連がちょっと分からずに、良かったり悪かったりです。

今後、もう少し工夫していただけると。新規事業を中心にやっていたらいいので、それはありがたいなと思いましたが、一工夫、二工夫よろしくをお願いします。

最後に、大きな話になりますが、5年ごとの調べで農業センサスが発表されましたね。私も少し読みましたが、就農者が随分減っています。

県が、毎年600億円や700億円のお金をかけて事業して、大分の農業を発展させようということできていますが、だんだん小規模の就農者が減って、大規模な就農者がいくつか増えて、その人たちの収益は上がっていることは上がっていて、プラスマイナスがマイナスになっているだろうと思いますが、毎年600億円や700億円のお金をかけ、就農者がここまで減ってきていることに関して、何かどこかに予算のかけ方の問題があったりするのではないかとこの気もします。

そのことについては今後、今年度の予算を執行しながら、どのような展開になっていくかは確認できると思いますが、今回の農業センサスの報告に関して、基本的に大分県の農林水産部としてどのように理解し、どのような方向に展開して、さらに大分県の農業を伸ばしていこうと考えているのか、その辺をちょっと聞かせてください。

大友農林水産部長 まず、冒頭この資料の話がありました。

農林水産部はいろんな施策をやっている中で、各課にまたがるものもかなりあり、一つ一つの事業を説明していると順番になるのでこうしましたが、確かにコンパクトにしているのもあります。今回そういう指摘をいただくことも目的に、こういう形にしたので、さらに工夫するため御意見いただければと思います。

それとセンサスの話ですが、平成22年から27年で5千人減り、2万5千人になりました。この5年で1万9千人ということで、6千人減りました。2割ほどという減少率が増えてい

ます。

その逆の効果として、規模1人当たりの経営面積も拡大しているし、1千万円以上稼ぐ農家の数も、他県が減っている中で大分県は増えている状況です。過去の大分県の農業の形というか、多分、中山間が多いこともあるでしょうけれど、小規模な農家が中山間地で畜産、シイタケ、水田をやりながらといった形がおそらく非常に多く、これまで維持してきたのが、今、70歳や80歳になり、だんだん減っていった状況だと思います。

要は、大分の農業をどうするかといったときに、出口のところである程度のをロットで持っていけないと、マーケットに対応できない。そういった意味で戦略品目等を定めながら、そこをしっかりと特化しながら重点的に品目を生産しようということをやっています。

結果として、二ノ宮委員からもあったように、それが中山間地域を置いてけぼりにしているのではないかといった意見もあるかもしれないですが、まずはそういったところを大きな戦略としてやっていくのが基本にあると思います。

その中で、今回非常事態ということをお話しましたが、600億円という話の中で、やはり進め方のどこに課題があるのかもしっかりと議論していかなければならないと思っていますし、そういった生産者が減っていく状況の中で、担い手の確保の仕方も含めて、これまでは例えば、親元就農は親がしっかりやっているからそんなに手厚く支援しなくてもいいだろうとか、国も当然そうですが、行政として少し意識を変えないといけないようなところもあります。

せつかく20年、30年前から作ってきているハウスが沢山あり、それが空いて使われなくなっている。新しく入ってくる人を含めて、そこをどういうふうに再利用、改修して使うのかといった観点も持ちながら進めていきたいと思っています。

まだまだ細かく明確な方向にはなっていないかもしれませんが、今、言われたように、転換期にあるとはしっかり思っているので、関係団体と一緒に大分の農業はどうあるべきか、そう

いったところをしっかりと議論しながら進めていきたいと思っています。

小嶋委員 最後になります、先だって職員の方が何人か説明に見えられたときに私も申しましたが、やはり役所の皆さんの農業現場の状況把握の度合い、この辺がもう少しつづきに精密になる必要があるのではないかと感じます。

そのこととあわせて、農協の活用というのが私は重要だと思います。農協でいろんな不祥事が起こって、何となく農協と県の施策、一生懸命やっているのに釣り合いが取れていないところも、我々素人目から見て感じるのも、そのことをしっかりとグリップして、今後の農政の推進に取り組んでいただきたいと思います。

あと、比較して恐縮ですが、商工観光労働部で500社訪問をやっていますね。もちろん農業にも普及員がいるので、個別の農業の実態はつかんでいるとは思いますが、やはり行政職員の企画部門にいる方も、そういうところのつづきな実態を普及員のみならず把握する努力も、今後は展開していく必要も出てくるのではないかと老婆心ながら思っているのも、ここは要望と言いますか意見として申しておきます。ありがとうございます。

大友農林水産部長 ありがとうございます。まさに県庁と振興局、中央機関がそれぞれどういう役割でというのはあります。私も1年商工観光労働部にいましたが、商工観光労働部はどちらかと言うと地方機関がありません。地域振興部の中に商労の役割をする人が1人兼務でいたりしますが、本庁にいと現場は遠くなってしまう。そういった意味で、正に今、経済がどう動いているか会社がどういう状況か、いろんな職種ごと、食品、製造、造船であったりとかいうところに行き、500社に意見や状況を聴く形でやっています。

農林水産部は普及指導員が現場にいるので、そういった情報は押さえている状況にあります。なおかつ地方と本庁は、本庁にいる人はずっと本庁ではなくて転勤により2対1ぐらいの感じになるので、現場の方が多分長くなっていると思います。

そういった考え方、情報をしっかりキャッチ、整備するといったところをもう少し強くしていく必要があるかと思うので、今、言われた意見についてはしっかりまた受け止めながら、全体としての現場の把握、その整備をやっていきたいと思います。

吉村委員 小嶋委員の大きな御意見の後に少々言いづらい感もありますが、今日いただいた資料の6ページ、一番上の森林・林業教育促進事業を簡単でいいので、少し詳しく伺います。

あと、同じ資料9ページの生産や販路の多角化の中の販売の多角化対策の二つ目、県産品を活用した新商品開発経費補助について、どういった相手をターゲットにしているのかという部分を聞かせてください。

最後1点です。10ページの農業用ダム、ため池等に関して、防災・減災ということで非常に重要ですが、防災・減災という観点ではなく、ため池そのものの安全性。

例えば、転落防止ネットとかそういった観点でどのようにお考えか伺います。

河野森との共生推進室長 森林・林業の教育促進事業についてお答えします。

この事業については、森林環境税を活用したいと考えています。

今まで森林の持つ機能等を県民全体で支えるということで、県民意識の醸成として森林環境教育という各種の取組を進めてきました。

全国育樹祭が再来年に開かれますが、これを契機に緑の少年団や森に親しむ青少年の健全育成に、森林教育だけではなく林業との関連を含めて、森林林業の指導者を教育できる教育者を養成するとともに、小学校や中学校の総合的学習の時間の中に各種の体験プログラム等を持ち込み、幼少期から森林教育だけでなく、林業教育もあわせて進めていきたいと思っています。

そのためには、教育委員会等と連携を取りながら新しい教材等も作成し、また、次代を担うリーダー等の育成を行うことに取り組んでいきたいと思っています。

上田おおいたブランド推進課長 9ページにある県産品を活用した新商品開発経費補助につい

て御説明します。

これは、あたまたにネット販売強化というのがあり、昨年10月に農業関係、それから林業関係とか畜産の団体等を含め、農林水産物のネット販売について研究する会を設けました。

その会の活動を支援していく流れの中で、さきほど御説明をと言われた新商品開発ですが、それぞれの事業者たちが横連携を取りながら、複合的な、例えば一つの料理を作るためにそれに必要な素材を集めた通販のような、俗にミールキットと言ったりしていて、ここの文章の上に書いていますが、そういったものを開発していくために使う補助という形で組んだものです。

安東農村基盤整備課長 ため池の安全性についてお答えします。

防災重点ため池の部分について、ハード整備という形でため池の耐震化等をしっかり進めています。一方で、ため池を覆う部分については、子どもたちの釣り等による転落事故等が実際にあります。

そうした中、我々としてもため池の耐震化とともに、そうした部分も予期するような形で、ため池管理者が管理できるように、人が入りにくいようにフェンスを設置し、また洪水吐きの部分から転落しないような手すりとか、こうした部分をハード事業の中で実施するようにしているし、そうした取組もこの事業の中で進めていきたいと考えています。

吉村委員 ため池については、国も転落防止ネット等の設置という部分も出していたと思うので、ぜひよろしくをお願いします。

残り二つの施策に関して、さきほど教育委員会等ともという話があり、私もここをお伝えできればと思っていました。指導者に関しても、高校の建築科を退職された先生方を活用するとか、木材市場等製材所で働いている皆さんを活用するとか、いろんなことを考えられていると思うので、ぜひ幅広く見ていただければと思います。

また、ネット販売に関しては、ちょっと私がイメージしていた事業とは観点が違っていました。今、地元の高校生たちが地域の食材を使

った新しいものを作ろうという取組をしている学校もたくさんあります。

そういった意見を聴く場があってもいいのかなど。おそらく私たち以上にネット販売とか、新しいものに関してはアンテナが敏感だと思うので、もしそういった可能性もあれば含めてお願いします。

守永委員 2点ほどお尋ねします。

まず一つは、3ページの女性就農者確保対策事業の関係です。これについては女性の就農者を受け入れる環境を作っていくということで、女性対象というか、支援対象そのものは女性を雇用する農業法人などの経営体、女性を受け入れる研修施設ということで、その環境整備ということになってはいますが、やはり女性で農業に興味を持って農業で働きたい、さらには農業経営を始めたいという形でステップアップを目指す方もいると思います。今年、予算がつく以前からこの事業はあるわけですが、そういった経営主として取り組んでいこうという雰囲気醸成できたのかどうか、そういった様子をもし分かれば教えてください。

そうした場合、女性が経営主となっていくというのは、やはり財政的な部分も含め厳しい部分もあるし、農地の確保というのが農家の子弟であれば割と容易かもしれませんが、農家の子弟ではない環境の中で整備するのは非常に難しいところもあるとは思いますが、何らかの対策を考えているのか、あれば教えてください。

それと、4ページの大分らしい和牛肉生産流通戦略事業についてですが、これは内容的にはブランディングの手法として考えているだろうと。この消費者ニーズを反映したおいしさ指標づくりの検討ということで、その中で大分らしい味、肉というのをこれから作っていくのかなと思います。これは消費者ニーズそのものをどこに求めているのかということと、そこで形成されたものが大分らしいという位置付けを持つためにどういう特徴を捉えながら展開していこうと思っているのか、もし確たるものがあれば、それを教えてください。

井迫新規就業・経営体支援課長 女性の就農支

援についてですが、まず新たに就農したいというところで農地とか技術とか、様々ハードルがあるところに関しては男女の別はないと思っています。

一方、やはり就農の入口として雇用就農という形になると、これは農業に限らず一般にまだ課題となっていますが、やはり女性が働きやすい環境を作るのが大事であって、殊さら女性だけを特別にということではないですが、往々にして女性の方が細やかに気付きやすい環境の問題点、こういったものの解決が必要だろうということもあります。

その点では就農の入口として雇用就農の改善ということで働きかけていき、県内の経営体には積極的に研修などに参加いただいていると思っています。確実に意識は上がっていると思います。

また、直接経営者になりたいという方々もいますが、今回、女性向けの研修施設の改修にあたり、問合せはかなりいただいております。そういった意欲のある方が実際に行動に移せるきっかけになっていると感じています。

また、とりわけ大分県においての取組ということで紹介すると、女性農業経営士養成講座を開校しており、これは夫婦での家族経営とか、そういった形で既に農業の就業者で、自身も経営に参画するとか、そういった視座を養っていただくことで、女性の農業者にも研修をメニューとして提供しており、毎年たくさんの方に参加していただいております。女性が農業で活躍する機運は全体的にも高まっているだろうと感じています。

梅木畜産技術室長 大分らしさという点について御説明します。

実を言うと消費者の動向調査、どういうお肉を購入するかという調査を行っています。日本政策金融公庫が行ったものですが、平成24年と29年の動向を比較したところ、赤身肉を購入するという方が大体5ポイントほど上昇しています。

また、流通業者に対して聞き取り調査を行いました。その際も、今の牛にはどうしてもサ

シが多く入り過ぎて脂っこい味になってしまっているという指摘もあったし、また、和牛というのはほかの外牛と違い、主な特徴として和牛香という独特なコナツツ臭に近い香り、これがやはり和牛、牛肉の味の特徴の一つだと思っています。

最近の牛はその和牛香も少なく、特徴が以前よりなくなってきたという流通業者からの話もあります。

最近テレビ等でよく、牛肉を食べたとき、皆さん一口目にはおいしい、その次には柔らかいという言葉が出てきます。大分県としても、今まで種雄牛をはじめ肥育の技術も、サシが多く入っていくようなことをやっていました。これは本県のみならず、全国的に同じ方向性でやってきました。大分和牛を全国で売っていく中で、特徴が柔らかいという一つの言葉でくくってしまうと、サシの入り具合を競争すると、なかなか他県と飛び抜けて特徴があるというところが非常に難しくなっているというところがあります。

それで、何とか他県にない特徴はないのかということで、今までオレイン酸というところで行ってました。オレイン酸は脂肪の中に入っている不飽和脂肪酸の一つで、オレイン酸の値は和牛においては通常で52から53%ですが、オレイン酸が55%以上の牛肉ということでブランディングしましたが、なかなかそれについても消費者には理解されてきませんでした。これは本県のみならず、鳥取県、長野県、石川県、ほかの県でも同様に行っていました。その中でも大分としては全国の中では2番目に早く取り組みましたが、どの県も苦戦し、オレイン酸だけではなかなかブランディング含めて消費拡大にはつながってきませんでした。

ですので、今の消費者と流通業者の意見を踏まえ、昔の和牛らしさの和牛香という香り、そしてグリコーゲン。グリコーゲンの高い牛肉は甘み、よく結構年配の方で牛肉を食べるとき、これは甘みがあるよねという表現する方もいます。そして、グルタミン酸とかイノシン酸、昔から牛肉、鶏肉、豚肉はアミノ酸のグルタミン

酸とイノシン酸が高いと、うまみ成分が上がっておいしくなるということでは言われているので、そういうものを総合的に高めていって、大分の牛はサシが入っている牛肉でもうまいよねと、何か味があるよねとか。

逆にサシの低いランクの牛肉であってもおいしいよねというような、やはりよその県ではまだまだやられていないことではありますが、うまみ、おいしさイコール大分らしさというものを今回、3年度から取り組んでいきたいと思っています。それに対しては生産者のみならず流通業者、また、消費するエンドユーザーも含めて検討会を開催し、方向性もその中で決め、そしてスピード感を持って対応していきたいと考えています。

守永委員 女性就農者確保対策に関しては、女性が働きやすい環境を作ることは男性にとっても働きやすい環境であるということで、その中でどういう環境を整えていくのかというのは大事なことだと思います。

以前から経営、帳簿付けとかに女性が関わってきて、経営そのものを見ながらやってきましたが、やはり既存の農家の皆さんで女性が関わってきている中には、夫婦で一緒に働いて、夫婦で同じものを作り上げていく楽しみ、そういう家族としての楽しみ方を感じて農業への愛着を深めている方、そして子どもたちに農業はいいよと伝えていける方がいますが、農業以外から入ってくる方をどう受け止めるかという中で、さらにどうステップアップさせるか。

男性も女性も農外から入ってくると、非常に厳しい条件、状況になるのは言えるので、それも女性も、さらにハードルを越えやすい、男性ならなおのことというような形を目指していただければと思います。

それと大分らしい和牛に関しては、そういうことで工夫をこれからされていくということですが、どうしても肉だけを見たときに、肉そのものを見てというのは何か牛とか、そういうブランド化された名前だけで意識してしまっていますが、なかなかそれでうまくいかないという部分があるのかなという気がしています。

例えば、消費者の目線に立てば、焼き肉ならどこの肉だ、すき焼きならここの肉だというのがあるのかどうかですが、売り込むときに、すき焼きに合う大分牛ですよという一つの使い方を提案しながら、こういう食べ方してみませんかというときに、ちょっとよそとは違う調理の方法だとかを提案できれば、また違った視点にもなるのかなと思います。この辺はぜひ農林水産部だけでなく、商工観光労働部とも協議しながら、消費者の立場というのは商労の方がつかみやすいと思うので、この消費者ニーズを反映するという部分では、ぜひお互いに協議しながら支援対策を確立していったらどうかと思いますが、その辺またぜひ御検討をお願いします。

鷺海委員長 委員の質疑は終わりましたので、委員外委員で御質疑のある方は何名いますか。3名いるので、端的に質問を絞ってお願いします。

河野委員外議員 2点伺います。

1点目、ジビエ肉の普及促進です。やはり一般消費者にとってジビエというのは怖い食材というイメージがあり、そういう意味で、寄生虫フリーである、あるいは捕獲から食肉化するまでの短期間化という形の中で、そういった認証制度というものを県が設けることはできないのかと考えています。

2点目は、さきほど内水面の建物の撤去の予算説明がありました。これまで内水面について言うと、特に養殖業で安心院のスッポン、院内のドジョウという形で、ほぼ全国ブランド化しているものを作り上げてきたということで、大変功績は大きいと私は思っています。そういった拠点がなくなることによって、こういった既にブランド化しているものについての今後の振興がどうなるのかと懸念しています。この2点についてお願いします。

河野森との共生推進室長 ジビエの普及についてお答えします。

ジビエについては委員が御指摘のとおり、やはり安心・安全でなければ広がりがない中で、国産認証というのがあり、大分県内には35の処理加工場がありますが、安心・安全を提供す

るため、その加工場に対し認証を進める事業展開をしています。

今、宇佐ジビエファクトリーとか大きな加工場については順次認証を取り、安心な食材を家庭や学校等に供給する取組を順次進めています。**景平審議監兼漁業管理課長** ドジョウ、スッポンについてお答えします。

実は私、内水面の試験場でドジョウ、スッポン担当で養殖技術指導をしてきました。一番の課題は病気でしたが、病気についてはおおむね解決できたと思っています。

現在のドジョウ、スッポンの養殖業者がどうなっているかということですが、実は今、漁業管理課と非常に深い付き合いがあります。現在、商品開発で各生産者が頑張っており、それをいかにして既存のマーケットに呼び込んでいくか。

例えば、今、盛んに商品開発しているのがドジョウですが、非常に加工品が評判がよく、現在東京のインターコンチネンタルの1食2万円ぐらいするところで評価を得て、新たな販路を見つけており、養殖技術のサポートから販路のサポートに仕事の質が変わっています。

河野委員外議員 1点、まずジビエの普及に関して、さきほど言った個別の処理場の国産認証があるということですが、少なくとも市中に回っているジビエ肉そのものを消費者が見た瞬間に、これは安全なものだと分かるようなシステムがいるのではないかというのが私の提案です。

それから、さきほどの安心院のスッポン、院内のドジョウについては既にブランド化ができていると私は思っていますが、今後そういった内水面養殖業がどうなるのかという質問の趣旨です。

景平審議監兼漁業管理課長 養殖業の支援に関しては、北部水産グループに拠点が移り、そこから実際の指導をしています。

指導は2種類あり、養殖の技術指導ということと病気の指導。これはドジョウ、スッポンというよりエノハ、アユの方が病気が出るので、この指導は継続して行っており、少し場所は遠くなっていますが、かなり力を入れてやってい

ます。

河野森との共生推進室長 さきほどの国産認証以外にも、実は食肉の衛生管理の件で、逐次、保健所等も巡回により安心・安全は担保していくので、農林水産部と生活環境部で連携を取りながら、安心な食肉流通の検討等をしていきたいと思います。

古手川委員外議員 若干、小嶋委員の質問に関連する形になります。非常に厳しい中で非常事態宣言を出して一体となってやろうと、非常にいいことだと思えます。ただ、これまでずっと、ある意味同じような施策を打ってきて、その結果がこういう形で出てきています。それは農業団体は別にして、新たにこれに対する行政としての令和3年度予算にその辺がどう出ているのか酌み取れない。ちょっとそこを部長に伺いたい。

大友農林水産部長 二つあると思います。

一つがセンサスの話です。そこはどうしてもこの5年間で6千人減って高齢化が進んでいる状況の中で、さきほども少し触れましたが、新規就業をいかに確保するか。

その中で、さきほどスタートアップの話がありました。ああいうやり方は多分ほかの県はやっていないと思います。大分はこれまでもファーマーズスクールとか就農学校、それぞれ市町村だったり農協の生産部会だったり、そういったところがやりつついろんな人を確保してきました。

それは担い手という考え方の捉え方と、今回スタートアップと言ったのは、担い手にプラス支え手という考えを私自身そこに入れたいと思ったからです。それは二つあって、即、就農したいけど、ファーマーズスクールに行くまでもないとか、そういうレベルの人がいたときに、そこで始められるような体制を作りたいということが一つ。

それと、農業をしながら、例えば、ほかに営農指導をしているとか、そういう方も入ってこられるような受入れをやりたいというのが大きくありました。そういったことを繰り返しながら、今回は1か所まで想定していますが、それを

広げていくことにより、県内に若い人をどんどん呼んでくる。それは農業青年の協議会がありますが、あるいは竹田で大蘇ダムの関係で若い人たちと話をする、仲間を呼びたい、一緒にやっていきたいということを強く言います。そういうところに応えたいのが一つ。

もう一つは、親元就農。これまで親元就農は国の制度もそうでしたが、リスクが少ないので、手厚い支援はなく、いくら要望に行っても受け入れてもらえませんでした。待っていても仕方がないので、今回思い切って市町村と負担割合を調整しながら、そこを新規就農者並みにやろうと。これは私が現場を回ったときにも親元就農の親から、あるいは指導農業士からも、何でと何回も言われました。今回そういったところをしっかりと工夫して同等にしようということ。

もう一つ、表には出ていないですが、3人集まらないと補助しないというような3戸要件があります。それは国の補助制度も一緒です。要は、個人補助が非常に問題があるという捉え方の中で外していましたが、それも可能な限り外します。

そうすることにより、頑張る人をしっかり応援できるような体制を整えるのが、大きく変わっていないかもしれませんが、少し私の気持ちとしてはそこを前に出していこうと思っています。

もう一つは流通もありますが、ここは団体と、市場であったり農協であったり全農であったり、こことしっかり議論していかないといけないので、制度としては入っていないかもしれませんが。ただ、農協は今回こういう経営改善計画を出す中で、我々としては、今回、参事というポストを設けたので、部局、農業の中の横の連携を取りながら、そこにガバナンスを効かせて農協としっかり協議してやっていく。そういった体制をとって変わっていききたい、変えたいと思っています。

今回、非常事態宣言を行い、危機意識と一緒にやっていこうという方向性を今、確認したところ。これからやらないといけないことを認識しながら、また、やってくれということも言い

ながら、連携して今からやっていきます。

古手川委員外議員 非常事態の中で、今からやっていきますということはないと。部長が就任されて2年ですから、初年度は前任の予算で、2年目には部長ならではの御苦労された予算がどういう形ででるのかなと楽しみにしていました。

だから、これだけの創出額と生産額という形で分かりにくいんですけど、生産額がこれだけ落ちてる中で、あんまり数字は言いたくないけど、緊急的にやらないといけないものがあるはずなんです。そこがどこなのか。

3年で回復しないと創出額であろうが、基本は生産額です。では、それはどうなったの。米が落ちるのは見えている部分もあるはずですよ。去年も悪かったからまた落ちる。来年どうなるの。なつほのかはすぐ間に合わない、5年かかるでしょう。

主力のものがそう、和牛もそう。さきほども非常にいい話がありました。次に行く前に、やはりちゃんと今の和牛ができないと、5か年の中であと3年になった中で、一部の地域ではなくて県下全域に、本当に枝肉か何かができるのか。そういう課題がたくさんある中で、農協の問題だけではなく、農林水産部全体としての危機感。私は委員外議員だから権限はないんですけども、やっぱりこのまま通すのはおかしいと思う。減っていく部分と創出額で増やさないといけない部分と、400億円を超えて増やそうという中で、本当にあと3年間でできるのかという思いがしてなりません。

それと国の規制があったんでしょけど、親元就農のことは当たり前で、私も事業者ですから、60過ぎて次に設備投資をしようなんて息子が帰ってこなければ、次がいなければできません。親父が投資をして10年頑張っただけで軌道に乗って、息子が40代になってつないでいく。これは国の規制もあったかもしれないけれど、現地がその声をきちんとあげてないからですよ。県独自でやればよかった。

ですから、非常事態だから直近にやらなければならないもの、中期のもの、長期のものなど、

そういう分けた形のものの説明をいただきたいし、にわか勉強ですけれども他県と比較して、長崎県の例を見たときに、やっぱり5年計画であれだけ伸ばした県があるんだから。

そして農協にはお金が無いんだから、機構改革ではなくて農協が投資するための補助金だとか何とか、そこの部分の弱点を分かっているはずですよ。肥育センターを作らなければいけないけど、それだけの資金が農協に無いからできない。それを早く手当てするような形など、課題は皆さん分かっているんだから、それを予算化していかないと。

来年度と言ったら来年度計画して再来年度ですよ。これは行政でしょうがないところがあるんだけれども、それだけに急がなければならないと思います。いかがでしょうか。

大友農林水産部長 申し訳ありません。私から反論できる状況にはないというか、言われていることは身にしみるといえるか、本当におっしゃるとおりだと思います。

私は2年になりましたが、その辺のところできていないと言われれば、正に申し訳ないと言えようがないです。今回、宣言を出しましたが、もしやっていないけれどもっと遅れたと思います。そういう意味で、農業産出額が下がったと言って傷をなめ合っているかもしれないので、あえてこうしました。

そこは理解いただきたいと思います。

古手川委員外議員 部長の気持ちが十分にわかるので、あえて言わせていただくとともに、だけど、やはりそれだけではできないよね、あとどうすればいいのかな。

来年は常任が農林水産委員会に決まったので、1年皆さんと議論させていただきたいと思うんだと、裾野が広い地域で全然違うものを扱っていくんで、非常に難しいんですよ。その中でも創出額を上げていかなければならないという課題を背負うものですから、何かできるんなら3年度予算の中にもう少し具現性のある、速効効果のある施策を思い切ってチャレンジしてみるべきだと思います。

森委員外議員 3年度予算に関して、今、古手

川議員が言われたとおり、今回を契機に大胆に皆さんが動けるように我々議会もしっかり応援していきたいと思うので、今後関係機関と連携してやっていただければと思います。種もまかされている分もあると思います。それがしっかり成長していくようにと考えています。

1点だけ予算に関してですが、農業農村整備事業にも関連しますが、短期的、長期的なものもありますが、最近地域で相談が多いのが、取水堰とかに堆積する、礫でも大きめのものと言いますか、巨礫と言われるものが取水の支障になっていると。これは以前はそこまではなかったですが、今、河川自体の環境が変わったのか、また、これは森づくりとかにも関連してくるかと思いますが、山の環境が変わって大きな礫が堆積して、それを頻繁に撤去しなきゃいけないという状況が増えています。これに関してはいろいろな災害と捉えてもいいかもしれません。そこまでないとかいうことで、年々たまったものを必ず2年に一回、3年に一回出さなきゃいけないという状況が多々あります。

環境が変わる中で、その施策自体も変えていかなきゃいけないし、治山とか森づくりに関しても、そういった面でも重要だと考えています。これらを踏まえ、農業をされる方にとっての命の水を取る、取水する、そういった施設の維持に関して、少しこれから施策においても考え方を変えていくべきではないかなと思いますが、その点について伺います。

安東農村基盤整備課長 頭首工等の取水堰の堆積土砂、もしくは石等が非常に増えていると。正に、今回の災害でも非常にそうした形で頭首工の被害等が発生している状況です。

こうした土砂の浚渫については、国がため池等に関して、令和3年から令和6年の4年間について緊急浚渫推進事業債というものを設定しています。ただし、この条件が、貯水能力を有するものということで、ため池とか農業ダム、貯水池、こうした部分が対象となり、頭首工などの取水に伴う部分については対象外です。

一方、こうした堆積土砂については、土地改良施設維持管理適正化事業がありますが、これ

が地元負担40%と非常に高率なことから、なかなか取り組めていません。

いずれにしても、こうした毎年毎年、土砂等が積み重なってきて、そして地元の方々、土地改良区の方々が日々浚渫作業等を行っている実態等もあり、もう少しこの実態等を我々も調べてみて、国等とも相談しながらどのような形で対応できるか、こうした部分をしっかり考えてみたいと思います。

鴛海委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第7号議案令和3年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算について、第8号議案令和3年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算について及び第9号議案令和3年度大分県県営林事業特別会計予算について、一括して執行部の説明を求めます。

安藤団体指導・金融課長 令和3年度予算概要の234ページをお開きください。

第7号議案令和3年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算について説明します。

予算額は、歳入・歳出とも表中、左から2番目の予算額の一番下にあるとおり、10億559万6千円です。

次の235ページを御覧ください。主な内容について御説明します。

林業・木材産業改善資金貸付金2億5千万円です。これは、林業・木材産業の経営者や従事者が、新たに経営を開始する際に必要な機械の導入や、林産物の生産性や品質を向上させる機械や施設整備などに必要な資金を無利子で貸し付けるものです。

236ページをお開きください。

一番上、木材産業等高度化推進資金貸付金3億7,500万円です。これは、木材の生産・流通の合理化や木材供給の円滑化を図るため、素材・製材品等の購入や木材の加工流通システムの整備のために必要な資金を金融機関との協調融資により、低利で貸し付けるものです。

次の237ページを御覧ください。

林業就業促進資金貸付金227万1千円です。これは、林業への新規就業を促進する目的で、新たに林業に就業する者に対し研修等に必要な資金を貸し付けるため、平成9年度に国と県で本特別会計に貸付原資として資金造成したものです。

しかしながらその後、緑の雇用事業による給付金制度の開始、また、若年新規労働者に対する助成制度などの支援策が充実してきたため、当資金については開始から現在まで貸付実績がなく、現在、九州各県で実施している県は大分県以外ありません。今後も需要が見込めないことから、令和2年度末で廃止します。令和3年度予算は、原資である繰越金のうち、3分の2の国庫負担分を償還し、3分の1の県負担分を一般会計に繰り出します。

次に242ページをお開きください。

第8号議案令和3年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算について説明します。

予算額は、歳入、歳出とも表中、左から2番目の予算額の一番下にあるとおり、2億189万1千円です。

次の243ページを御覧ください。主な内容について御説明します。

沿岸漁業改善資金貸付金2億円です。これは、沿岸漁業従事者の漁業経営や生活の改善並びに青年漁業者の育成確保を図ることを目的として、作業の効率化や安全性を向上させる施設整備等に必要な資金を無利子で貸し付けるものです。

吉松森林整備室長 第9号議案令和3年度大分県県営林事業特別会計予算について説明します。

246ページをお開きください。

左から2番目の予算額の欄にあるように、歳入、歳出とも5億9,527万4千円です。この事業は、県営林や県民有林が有する公益的機

能を最大限発揮するため、森林の伐採や保育を実施するとともに、分収交付金の支払や借り入れた県債の利子を償還するものです。

主な内容について、御説明します。247ページを御覧ください。

第1項県営林事業費のうち、中段、伐採事業費8,920万4千円です。これは、分収林の伐採で得た収入を分収割合により精算金として土地所有者に交付する分収交付金の支払などを実施するものです。

250ページをお開きください。

第2項県民有林事業費のうち、上段、伐採事業費2億903万5千円です。これは、県営林事業と同様に、県民有林の伐採で得た収入を分収割合により精算金として土地所有者に交付する分収交付金の支払などを実施するものです。

駕海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

駕海委員長 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

駕海委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

まず、第7号議案令和3年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

駕海委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第8号議案令和3年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

駕海委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第9号議案令和3年度大分県県営林事業特別会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第29号議案令和3年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について、執行部の説明を求めます。

宇都宮農林水産企画課長 議案書では297ページですが、農林水産委員会資料の2ページで説明します。

第29号議案令和3年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について御説明します。

これは、令和3年度当初予算案に計上している農林水産関係事業に要する経費の一部について、市町村からの負担金を充てるため、その負担割合を定めることについて、地方財政法第27条第2項、土地改良法第90条第10項及び91条第6項により、議決をお願いするものです。

表の左に対象となる事業名、一番右に各事業の令和3年度の市町村負担割合を記載しています。

令和2年度と比較すると、新たに7番の水田畑地化推進基盤整備事業を創設しています。また、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法の制定を踏まえて、11番と12番、13番の事業名を変更しています。負担割合について、令和2年度と比較して変更のあるものは、いずれも各年度で活用する事業メニューや事業実施箇所が異なることによるものです。

今回の議案の提出にあたっては、事前に関係市町村から同意をいただいています。

鴛海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 別に御質疑等もないのでこれより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第30号議案大分県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

永野農村整備計画監 議案書は300ページですが、資料の3ページで説明します。

第30号議案大分県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正について御説明します。

本条例は、県営土地改良事業の事業費のうち、受益者から県が徴収する分担金等について必要な事項を定めたものです。

今回の議案は、分担金等を徴収する事業等を定めた別表について、1点目は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法が令和2年10月に施行されたことを受け、関連する二つの事業の名称を変更することから、これにあわせて条例の事業名称も変更するものです。

2点目は、農業者の所得向上に向け、水田の畑地化による米から高収益な園芸品目等への生産転換を推進するため、排水対策など、導入品目に応じた農地整備を行う県営水田畑地化推進基盤整備事業を新設することから、これにあわせて条例に事業を追加するものです。

鴛海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第1号報告令和2年度大分県一般会計補正予算（第8号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

宇都宮農林水産企画課長 2月12日付けで専決した一般会計補正予算（第8号）について、報告します。議案書は317ページからですが、資料の4ページで説明します。

下の表1番、県産農水産物学校給食提供事業1億円です。これは、外食需要の減少している県産農水産物の消費を拡大するため、希望する県内の小中学校等の学校給食に、おおいた和牛や冠地どり、県産野菜、養殖ブリ、養殖ヒラメを提供するとともに、食育を通じ児童・生徒の農林水産業への理解醸成に取り組むものです。

次に、2番、県産花き消費拡大緊急対策事業2,722万5千円です。これは、県産花きの消費を拡大するため、県産花きを使用した花飾りを小・中・高校、特別支援学校の卒業式等の会場に展示し、来場者への県産花き消費拡大の意識醸成に取り組むものです。

2事業の合計1億2,722万5千円については、4月以降にも事業が執行できるよう、繰越明許費の補正をさせていただきます。

鴛海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 委員外議員の方、御質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本報告のうち、本委員会関係部分については、承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 御異議がないので、本報告のうち、本委員会関係部分については承認すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部から法令に基づく報告の申出があるのでこれを許します。

三浦地域農業振興課長 報第1号損害賠償の額の決定について説明します。議案書は324ページですが、資料の5ページをお願いします。

著作権侵害による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分したので御報告します。

この事案は、平成24年6月に農林水産研究指導センター水産研究部の研究員が、内部資料を作成する際、インターネットから入手した魚ヒラマサの画像を使用し、その後、平成26年1月に同研究部の他の研究員が、この画像を著作権者の島根県松江市森久拓也氏の許諾を得ることなく、一部改変のうえ同研究部発行の広報誌アクアニュースに掲載し、その広報誌をホームページで公開したものです。

これに対して、昨年10月23日付けで著作権者から著作権の侵害にあたるとの文書通告を受け、事実確認したところ、通告のとおり著作権の侵害に該当するとの結論に至り、令和3年1月21日に地方自治法に基づく専決処分を行い、県から著作権者に対して賠償金の支払を行いました。

県が著作権者から請求を受けた金額は49万28円です。このうち、写真使用料として請求があった50%相当額の24万5,014円については、通常の使用料として支払を行い、事後承諾追加費用として請求があった残りの24万5,014円を賠償金として1月27日に支払いました。

今回の事態を受けて、農林水産部では各所属で同様の事案がないか調査し、ホームページの掲載内容やパンフレット等の印刷物について確認し、現時点で同様の事案の報告はありません。また、全職員を対象に研修などで権利所有の不明な画像を安易に利用しないよう、改めて徹底を図りました。

今後は、再発防止に向け、各所属において所属長等による掲載前のチェックをさらに徹底するとともに、職員を対象とする研修をより充実させて、著作権への理解を深め意識向上を図っていくことで、今回のような事態が二度と発生しないよう対応していきます。

鴛海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 別に御質疑等もないので、次に、その他の報告①及び②の報告をお願いします。

宇都宮農林水産企画課長 資料の6ページをお願いします。

令和元年農業産出額が先般3月12日に農林水産省より公表されたので御報告します。

表の左の太囲みの一番上にあるように、令和元年の産出額は1,195億円となり、前年より64億円の減となりました。1,200億円を下回るのは昭和49年以来45年ぶりです。

産出額が減少した主な品目は、表の右に太囲みしている米の38億円、野菜の19億円、肉用牛の5億円です。その要因を下段に整理しています。

まず、米が夏場の日照不足やウンカ被害等で作況指数85の不作となり、マイナス38億円となりました。

また、園芸では、ねぎ類、トマトは生産量が伸びていますが、冬場の温暖な天候等により価格が低下しました。

肥育牛は1,400頭増加し、生産量は増加しましたが、枝肉価格が下落しました。

今回で、農業産出額が3年連続の減少となったことに加え、県が力を入れて取り組んでいる野菜や肉用牛などほぼ全ての項目でマイナスという非常に厳しい結果となりました。

さらに、12月の委員会で御説明しましたが、農林業センサスでは、農業経営体数が5年前と比較し24.9%減少しています。

次のページを御覧ください。こうした状況を受けて、3月15日に農協や畜産関係団体で集まり、関係者一丸でこの危機的状況を脱出し、本県農業の再生を図るため議論を行い、参加11団体共同で大分県農業非常事態宣言を取りまとめました。

また、会議の中で生産者と農業団体、行政が議論しながら取組を進めるには、大分県農業総合戦略会議を設立すべきとの意見が出され、宣言に盛り込まれました。

今後は、関係団体がベクトルを一つにして、一丸となって取組を進めていきます。

今回、こうした対応にあたり事前の報告がなかったことおわび申し上げます。

永野農村整備計画監 資料の8ページをお願いします。

大蘇ダムについては、浸透抑制対策工事の完了後、試験湛水を開始し、浸透量が約2千トンと安定したことから、令和2年4月1日より供用開始しました。

その後、8月の満水以降、浸透量が約1から2万トンの水準で推移したため、地元から営農用水への不安の声があがったことなどから、国が専門家によるダム安全性評価委員会により、その対策効果等を検証しています。

今回、3月18日に第2回委員会が開催されたので、大蘇ダムの今春の営農用水の確保等について御報告します。

9ページをお願いします。

初めに、ダム貯水状況と今後の見込みについてです。

3月18日現在の大蘇ダムの貯水量は146万トン、貯水率は34%です。国によると、4月1日には150万トン程度が貯水できると想定しており、昨年同時期の136万トンは上回る見込みとなります。今後、平年並みの降雨があれば田植えには支障がないと見込んでいます。

8ページにお戻りください。

次に、第2回ダム安全性評価委員会の結果報告についてです。

昨日、3月18日に国が開催した委員会では、主に3点について報告がありました。

1点目の対策工の健全性については、吹付コンクリート等の法面对策の目視確認や水中ドローンによる水中部の法面等の状況確認などを行った結果、対策工の構造及び品質の健全性は確保できているとのことでした。

2点目の浸透原因については、浸透経路など

の詳細な状況が現段階では把握できていないため、継続調査し、原因を検証した上で次回の委員会で審議したいとのこと。

3点目は浸透抑制対策効果の検証です。対策前は1日に4から5万トン程度あった浸透量は、最近では0.8から1.2万トン程度で推移しており、対策の効果は一定程度得られているとのこと。また、浸透量計算の精度向上など一定の条件はあるものの、ダムの計画基準である10年に1回程度の渇水においても必要な用水を確保できる見込みであり、利水機能におおむね問題ないことが確認できたとのこと。

引き続き、浸透経路の詳細な状況を確認するため、観測機器による調査を実施し、それらを踏まえてダムの利水機能の検証を行う必要性があるとの報告がありました。

最後に、県の対応についてです。

国は、営農への影響が懸念される場合、次の三つの対応策を考えています。

1点目はダム死水域の貯留水をポンプアップし、ダムの取水施設へ注水。2点目は湧水や沢水などの利用できそうな水源にポンプを設置し、用水路に注水。3点目は給水車を手配し、各地点のファームポンドに注水することなどです。これらの対応策により、渇水による営農へのリスク軽減を図ります。

なお、国は、対応策や今回の報告について、地元にも3月中には説明を行いたいとしています。県としては今後、国が継続して実施する浸透原因や浸透状況の調査の動向を注視しつつ、国からの調査データを検証し、浸透抑制対策の効果が発現されているかを確認していきます。

いずれにしても、まず今年の営農に影響が出ないよう、地元土地改良区や市、国と連携を図りながらしっかり対応していきたいと考えています。

鴛海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

太田副委員長 令和2年度の作況指数は77と、これははっきり分かっていることで、当然、米の産出額がまた2年度は今年以上に落ちます。

さきほど古手川議員からも質疑がありましたが、そういうふうになん年々落ちた中で、やはりどうしても何をやっているんだという非常に厳しい批判が起こるのは当然だと予測されます。

これだけの国費を投じて事業をしている中で、その点について何らかの対策を、作況指数も85以上に上げないと、やはり批判の的になりかねないので、その辺はどういう対策をやるのか、もう今から見えていると思うのでその辺について伺います。

田染農地活用・集落営農課長 令和元年産、2年産の不作の一番の要因と考えているのが、やはり品種の偏りということです。

今回問題として、また後ほど御説明しますが、まずはひのひかりが一極集中、75%を占めており、この品種構成の是正を図りたい。従来から進めてきているつや姫、にこまるの転換に加え、新品種のなつほのかを導入し、品種構成をしっかりと見直していくことで気象災害等の被害を受けた場合、危険分散をまず図ることが最初の回避対策であると考えています。

元年産、2年産に対して、トビイロウンカの被害がかなりありました。このトビイロウンカ、元年産に関しては早期飛来、7月上中旬から飛来があり、それが数回ふ化して継続的に吸汁被害、汁を吸って被害を拡大させた。防除の時期がどうしても降雨で、なかなか防除できなかったのが元年産の被害で、2年産に関しては、7月の日照不足と8月の異常降雨で生育がかなり停滞、抑制されたことで青未熟粒が発生し、品質が低下、その結果作況指数が低下したという状況になっています。

まず、こういった気象災害、それから病害虫の被害を回避するため品種の構成見直し、病害虫の対策として長期残効型の農薬を使うとかいったこと、また迅速に農家への情報を伝える取組を進め、被害回避を進めていきたいと考えています。

太田副委員長 なつほのかについては、来年には間に合わない、令和5年ぐらいまでに広まるには時間がかかるということで、結局、令和3年度の数字としては全然直結しないということ

ですかね。

それと、トビイロウンカについても、苗箱の段階での消毒ということは今、JAも盛んに進めています。農業は結構高いですよ。やはり農家も躊躇する部分と、その辺にまくためにまた別のアタッチメントなりをつけないといけないとかいろいろ問題もあるようで、その辺がなかなか悩みが大きいとは思いますが、いずれにせよ取りかからないことには解決しないので、よろしくをお願いします。

二ノ宮委員 農業非常事態宣言について、さきほど古手川議員からもあったので、ちょっと重複します。

16日の新聞に、県農業に非常事態宣言、産地拡大や営農指導で連携、戦略会議を設立、米依存で産出額低迷というタイトルが出ていました。そして、その前の3月14日に、高温に強い米、実証栽培、県新種に期待、九州他県先行なつほのかというものが出ていました。

私としては非常事態宣言やなつほのかの導入は、大変期待しており、いい事だと思っています。しかし、新聞の一番最後に県や各種団体の本気度が問われる、この事が大切だと書かれていました。

予算特別委員会の中でも、大変きつい意見がでたと思っています。私も3月9日に一般質問をしました。もう、6年間ずっと農業問題ばかり取り組んできて、今回の産出額やなつほのか、さらに気候変動に関する質問をしました。

この非常事態宣言が出て、改めて知事それから部長の回答書を読み直したんですけど、ほとんど危機意識が感じられませんでした。まだ言えば、例年と同じようなことになっていました。わずか1週間2週間の間に、もちろんセンサスというものがあるんですけど、何で急に非常事態宣言になったのか、もしほかに要因があればお願いしたいと思います。

それともう1点は、この7ページに出ているように、産出額が落ちたからというのが一番の原因なんですね。今回の予算の中でも、例えば、農業人口が減っている、農業大学校に行き手がない、さらにその人たちが農業をしないという

意見が出てました。これは端的に言えば、農業高校がなくなっているからだ。農業をしたいという夢がないような大分県になってるんです。

だから、こういう産出額をもちろん伸ばさないとならんし、そのための生産指導とかも大切なんですけど、この機会に一番大切なのは、大分県全体の農業や農村をどうするかというところを考えないと、また同じような轍を踏むと思います。

特に、白ねぎとかトマトとかピーマンという戦略品目があるんですけど、それも、大きな農家一軒がいくら作って算出額が上がっても、大分県の農業あるいは農村を考えたときに、行き詰まってしまうのではないかと考えています。

その辺、部長もしあれば、ぜひお願いします。
大友農林水産部長 産出額が今回12日に発表されて下がったということ、それもさきほど説明しましたが、米は作況85と分かっていたので、それはある程度織り込み済みでした。それ以外がやはり下がっていたことが大きいというのが、私の捉え方です。

さきほど古手川議員にお答えしましたが、このままスルーしたときにどうなるか、私自身危機感を感じました。

確かに賛否あると思います。その中で、県職員、関係団体もいま一度自覚しないと変わらないと思ったから、私はあえてこういう行動を起こさせてもらいました。それがいいか悪いかはまたこの後の取組で結果が出ると思いますが、そうしなければならぬと私は感じたので、そう動きました。

単純な発想だと言われるかもしれませんが、物事を大きく動かさなければ変わらないと思っています。職員、あるいは関係団体と話しても、そうだなという声はいただいています。やはり我々の指導力がなかったところはあると思いますが、そういった意味でさせていただきました。

二ノ宮委員 大分県全体の農業農村を見直さないとだめではないかと。

大友農林水産部長 そういった意味でも、私が今、考えていることだけなので、全てそれが次につながるかどうか分かりませんが、さ

きほどの現場の声をどう施策に反映させるかということも含めて、課題一つ一つをじっくりしっかり議論する必要があると思っています。

それは、さきほどあった中山間地域もそうですし、水田畑地化など、大きく打ち上げられていることに関してはそういう体制で臨んでますけど、それ以外の一つ一つの課題、例えば、流通はどうするんだとかいうことを、担当課だけではなくてタスクフォース的なものを作らないと、多分このままでは解決しないと思っています。

そのような地道な取組を、なぜ今頃言ってるんだと言われるかもしれませんが、そういう思いをもって進めたいと思っていますのでよろしくお願いします。

二ノ宮委員 大変期待しています。やはりここまで来たら荒療法と言いますか、そういうものがないとですね。けど、さっき言ったように、ただ一つの生産額を増やすとか、そういうことだけではなくていろんなひずみとか、全般に大分県の農業、農村にそういう欠陥的なものと言うか、ひずみが出ていると思います。

そういうことを考えながら、ぜひ改革していただきたいをお願いします。

鴛海委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 委員外議員の方、御質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 別に御質疑等もないので、次に③、④及び⑤の報告をお願いします。

三浦地域農業振興課長 委員の皆さまには、12月に農業文化公園と研修館を御視察いただきありがとうございました。いただいた意見を今後の運営にいかしていきます。

資料の10ページを御覧ください。

大分農業文化公園等は、豊かな自然と親しみながら農業・農村の文化等に関し学習する場として、平成13年の開園以来、延べ513万人に来園していただいています。

今後も、より多くの県民に役立つ施設として存続させるため、利用者のニーズ変化や設置後20年が経過する施設の老朽化などへ対応した

見直しを行っています。

見直しにあたっては、利用者ニーズを把握するために5年以内に公園を利用したことがある500人と、5年以内に利用したことがない500人、合計千人を対象として、インターネット方式によるマーケットニーズ調査を行いました。

この調査結果に加え、これまでの行財政改革推進委員会や、昨年11月から実施した部局横断プロジェクトチーム等の意見を反映したものが、見直し後の将来像（案）です。

コンセプトについては、これまでの農業を中心としたものから、自然とのふれあいを通じて、大人も子どもも楽しめる方向性としています。

また名称については、より親しみやすい施設となるよう、ロゴ等を含めた専門業者による提案公募での変更を検討しています。

これに伴い、コンテンツについては人気のネモフィラ、コキアなどの自然観察を強化するとともに、新たな取組として、アウトドア体験やウォーキング大会の開催、可動建築による食の提供、ドローンなど先進技術の利用、大人も楽しめるアスレチック施設の導入など、企業や関係機関と連携して実現に向けた取組を行います。

2月24日に、企業、観光、アウトドア等の専門家7名の外部有識者による第1回委員会を開催しましたが、今後、複数回行う同委員会においてブラッシュアップし、令和4年4月から方針に基づき、設置条例に定める名称の変更や施設整備を行う予定です。

なお、さきほど話した青い花で人気のネモフィラが2から3分咲きで、まもなく見頃を迎えるので、委員の皆さまにも公園へ足をお運びいただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

中野森林保全課長 資料の11ページをお願いします。

中津市と玖珠町の一部を含む金吉川流域での危険斜面の絞り込み結果について御報告します。

1経緯を御覧ください。平成30年4月11日に発生した中津市耶馬溪町金吉地区の山地災

害については、令和2年3月に工事が完了しました。しかし、金吉川流域には崩壊地と同様の地形があり、平成30年11月の原因究明等検討委員会の最終報告において、住民の安全を守るため危険斜面の抽出が必要とされ、危険地区の抽出フロー（案）が示されました。

2 危険斜面の絞り込みを御覧ください。令和元年度に、抽出フロー（案）を基にモデル地区で調査を行い、危険斜面の抽出手法を確立しました。令和2年度は、この手法を用いて詳細調査が必要な箇所絞り込みを行いました。その結果、黒マル4次のところにあるとおり、3箇所が詳細調査必要と判明しました。

うち1箇所は、平成30年度の崩壊地であり対策工事実施済みです。また1箇所は、令和元年度のモデル地区調査で詳細調査が必要と判明した箇所であり、現在詳細調査を実施中で、令和3年度に対策工を実施します。残りの1箇所については、同じく令和3年度に詳細調査と対策工を予定しています。

その他の箇所についてですが、3今後の対応にあるとおり、地元説明や現地確認を行うことで地域の警戒・避難態勢の強化を図ります。

今後も、この調査結果を効果的な防災・減災対策に活用し、地域の安全安心につなげていきます。

小手川漁港漁村整備課長 資料の12ページをお願いします。

県管理漁港における放置艇対策の取組状況について御報告します。

まず、1これまでの動きについてです。漁港において、プレジャーボート等が無秩序に係留・放置されている実態を受け、平成30年6月に大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例を制定しました。

続いて、令和元年7月に大分県漁港管理条例を改正し、プレジャーボート等の係留許可制度を新設しました。具体的には（2）係留許可制度の概要にあるように、プレジャーボート等の係留を漁港管理者である知事が指定する許可施設に限定することとしました。これにより放置艇を解消し、漁港管理の適正化を図ります。

次に、2令和2年度の取組状況です。係留許可制度の開始に向けて、今年度は全ての県管理漁港において、プレジャーボート等の係留状況の調査を実施しました。また、許可施設の指定にあたっては漁業協同組合と協議した上で、告示等の手続を進めてきました。プレジャーボート等の所有者に対しては、各漁港ごとに説明会を開催し、制度の周知や申請の呼びかけを行いました。

次に、3係留許可制度の開始時期です。中津市の小祝漁港では、河川・港湾・漁港の3水域で先行して取組を進め、昨年12月1日より、3水域同時に係留許可制度を開始しています。

その他の県管理漁港については、令和3年4月からの開始を予定しています。

最後に、4所有者不明の船舶の取扱です。現在、県管理漁港では180隻の所有者不明の船舶が確認されています。所有者不明の船舶については、令和3年度から令和4年度にかけて、簡易代執行等により撤去・処分を行い、令和4年度末までに放置艇ゼロを目指します。

鷺海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

井上（伸）委員 私がいつも言う農業公園の関係です。修繕費が200万円しか上がっていないのですが、何か修理とかいろんな関係で1億円ぐらいそこに投資している話がありますが、それはこの予算とは関係ないですか。それが第1点。

それと、これだけいろいろ将来像の中でやられるんだったら、今は財政がきついで、30万人来ているなら、300円ぐらい入場料を取った方がよいのでは。非常に厳しいところもあるかと思いますが。そうすると30万人ならいくらかな、9千万円、大体そのくらい上がれば相当助かるのではないですか。県も助かると思いますよ。そういったことも視野に入れて考えていかれたらどうか。

そういった中で、検討会ではそういうガイドラインの話はなかったですか。外部はそれは言わない。料金を取るといことは言わないで

すが、そういった料金についてもやらなきゃいけないのじゃなからうかと思えます。

それから、何といってもノウハウをいかして、そういう経験のある農業公社がもう少し外部の意見を聞くことを自分たちでやらなきゃいけないですよ、指定管理を受けている以上は。そこから辺の認識がいまいち足りないと思う。

委託で1億3千万円もらうからいいやと、その範囲内でやろうという考えではいつまでも変わらないですよ。別に公社を批判するものではない。

ただ、委託とかそういったのだからのんびりしちゃうのね、誰でも。お金が入るから。その辺しかしないんですよ。それはそれとして十分今後考えてやっていただきたいと思うし、そのことを質問します。

三浦地域農業振興課長 まず、修繕費については予算概要の38ページには大分農業文化公園等管理運営事業費の修繕費として、緊急にやらなければいけない上水施設、ポンプの修繕ですが、この予算を上げています。さきほど井上委員から指摘のあった大きな改修については、令和3年度予算に関する説明書の282ページ、真ん中辺りに行政企画課の予算で県有建築物保全事業費があります。これが合計30億円ありますが、これは県が所有する施設の保全工事を行う予算です。

この保全工事については、県有財産経営室や施設整備課、行政企画課等々で構成される県有建築物保全工事調整会議で決定されるわけですが、この中で平成30年に5か年計画というのを立てていました。大分農業文化公園については、令和元年度に1億8千万円、令和2年度に1億円という計画がありましたが、実際に行われたのが令和元年度が2,700万円、令和2年度はゼロでした。結局先送りされて、令和3年度の予算で花昆虫館のガラスが危険だということで、その修繕をしていただくことになりました。ガラスの保守改修だけで1億4,700万円必要ということで、その部分が一番大きなものになっており、これをしなければ、もし来場者がいるときにガラスが割れたら危険だと

いうことで、今回、さきほどの検討会の中で認めていただき、予算要求しています。

それから二つ目、入園料は既に無料化されているので、再度徴収というのは困難かもしれませんが、今後いろんな面で収益が確保され、その結果で管理委託料の軽減につながればと考えています。

それから、公社のやる気については県が所有者として委託しているのは公社ではありますが、しっかり指導していきながら、収入を上げる努力をさせていきたいと思うので、引き続き見守っていただければと思います。

井上（伸）委員 分かりますけど、やはりこういった修繕とかいうのは農業文化公園をやりますと言わないと分からないですよ、何も書いていないから。そこが問題です。ましてや入場料無料でこれだけの委託料を払いながらやっているわけで、そこを修理するわけですから。この修理にしても、入場料を取るなど改善しながらやることを考えないと。

だって、そこを通る人が来たから収入が増えるという話ではないでしょう。修理したから、収入が増えるとか特色のある施設に変わるとか言うなら、それは分かります。危険なところなのでやるなどは言わないけど、やはりそういった説明はしないと。今、見たって農業文化公園の修理とか書いていないじゃない。県有財産がどうのこうのと言ったって、こういうことは誰も分かんですよ。だから、もう少しそういうのは明記するように今からしてください。

三浦地域農業振興課長 御指摘いただいたことは、今後改善していきたいと思えます。

鴛海委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 別に御質疑等もないので、次に、⑥、⑦及び⑧の報告をお願いします。

安藤団体指導・金融課長 大分県農協の改革について御報告します。

資料の13ページをお願いします。

1を御覧ください。県は不祥事が連続して発生した県農協に対し業務改善命令を出しましたが、2月8日に同農協から業務改善計画が提出されました。

計画の主な内容は、広域人事の拡充による本店のガバナンス強化、事業部制の見直しによる本店の内部牽制機能の強化、コンプライアンス担当理事の設置、過剰な個人目標の削減と業績評価手法の導入による職員の意識改革といった、大分県農協の組織と体制を抜本的に改革していくものです。

2を御覧ください。県農協が計画提出後、これまでに行ってきた改善内容です。全職員を対象に過去の不祥事件を題材としたコンプライアンス研修の実施、人材育成課の設置と事業部を超えた広域的な人事異動の実施、営農支援・企画課の設置、新たな業績評価制度の導入など、令和3年度の組織体制や制度の変更が必要となる内容を中心に改善の取組が進められています。

県としては3にあるとおり、業務改善計画の実施状況を毎週確認しながら、指導を徹底していくとともに、団体指導・金融課に新たに専任の参事を配置し、生産から販売まで本店で一元出荷を行う体制づくりを指導します。また、営農指導については、営農指導事業を専門に行う営農支援・企画課が設置されるため、人員確保と人材の育成を促し、出向く体制を強化するよう指導していきます。

最後に、令和元年から協議を行ってきた大分県農協、玖珠九重農協、九重町飯田農協の合併については4にあるとおり、3月26日に合併認可書の交付を行うこととしており、令和3年4月1日から合併農協としてスタートします。

県としては、合併後の農協がほぼ県域の農協となることから広域化のメリットをいかし、農業を振興し、農家を育成するという農協の本来使命を果たせるようしっかりと指導を行っていきたくと考えています。

田染農地活用・集落営農課長 資料の14ページをお願いします。

水田畑地化について説明します。

本県は米への依存度が高く、米の需要が減少

し価格の低迷が続く中、農業をもうかる産業として発展させるため、高収益な園芸品目等への転換を図る水田畑地化に重点的に取り組んでいます。取組の状況について御報告します。

まず、1計画の見直しですが、上段の四角にあるように、①畑地化に対する農家意識が高まってきており、園芸団地づくり計画の取組が加速していることや、②コロナ禍での需要変化による家庭向け野菜需要の増加や加工原料の国産回帰が進んでいます。また、③地方暮らしへの意識が高まり、新規就農者を呼び込むための農地確保が必要になっていることから、今年度、令和10年度の目標を1,500ヘクタールから2千ヘクタールに引き上げました。

具体的には、ねぎ、トマトなどの戦略品目、たまねぎ、キャベツなどのネクスト品目、ゆず、レモンなどの地域振興品目の栽培面積を拡大するとともに、ハトムギ、ジャガイモ、カボチャなどの食品企業との契約栽培を拡大します。また、出口対策として県域出荷体制の構築を進めるとともに、販路確保のため、関東、関西、福岡の拠点市場のシェア拡大や中京圏の市場開拓を行っていきます。

次に、2主な支援策ですが、産地ごとに核となる園芸団地づくり計画の策定を支援するとともに、農地の出し手への10アール当たり3万円の協力金を交付、新規露地野菜栽培農家への研修、水田を畑地に転換するための耕盤層の破壊、弾丸暗渠の施工費への補助、水田畑地化に特化した基盤整備事業の実施、ハウス等の栽培施設整備への支援、次期作付費用補償などを行っていきます。

牛島園芸振興課長 続いて、資料の15ページをお願いします。

水田畑地化の取組において核となる園芸団地づくり計画について説明します。

I園芸団地づくり計画の概要を御覧ください。園芸団地づくり計画は各産地ごとに生産者、農協と合意の上、市町村が策定主体となり、県が認定した計画です。四角囲いの中を御覧ください。団地要件として、施設品目は2ヘクタール以上又は販売額5千万円以上、露地品目は10

ヘクタール以上又は販売額3千万円以上が条件で、計画期間は3か年です。計画には、地区名、品目、担い手、販売先等の営農計画が記載されています。

右側、Ⅱ支援対策を御覧ください。これを推進するため、県では大規模園芸産地形成促進事業でソフト対策を、また、次代へ繋ぐ園芸産地整備事業でハード支援を行います。

計画の策定状況ですが、Ⅲ計画の策定状況を御覧ください。令和2年3月時点の70地区から、11月時点では78地区まで増加しています。具体的な地区については16から17ページにリストを付けています。

まずは16ページを御覧ください。

例えば、由布市4番庄内・挾間地域では、水田を畑地化し、食品企業との契約栽培により雑穀米の原料となるハトムギの栽培面積を令和4年度までに22.1ヘクタールまで拡大し、販売額を3,500万円に増やす取組が行われています。また、17ページを御覧ください。豊後高田市4番の水崎地区では水田を畑地化し、白ねぎ栽培面積を4年度までに12.5ヘクタールまで拡大し、販売額を9,600万円に増やす取組が行われています。

17ページが一番下ですが、78地区の合計で水田235ヘクタールを畑地化する計画です。

来週23日には、さらに30地区程度の追加認定を行う予定です。もうかる農林水産業の実現に向けて、引き続き、毎年30地区程度の計画増加と計画の着実な実行を図っていきます。

田染農地活用・集落営農課長 資料の18ページをお願いします。

水稻新品種「なつほのか」の導入について説明します。

令和2年産水稻の作柄は、元年産に引き続き不作となり、ヒノヒカリへの偏った作付けが要因の一つです。このためヒノヒカリから転換を進めてきたつや姫やにこまるに加え、新たな品種なつほのかの導入を行っていきます。

1の来歴にあるように、なつほのかは鹿児島県農業開発総合センターで育成された品種で、現在、鹿児島県と長崎県で奨励品種に採用され

ています。2の「なつほのか」の特徴として、ヒノヒカリと比べて成熟期が7日程度早く、収量、品質、食味も良好で、高温耐性や耐倒伏性に優れた品種です。3大分県での取組として、農林水産研究指導センター水田農業グループで平成25年から栽培試験を行い、令和3年2月に認定品種に採用しました。4今後のスケジュールとして、令和3年産は県内10か所に実証圃を設置し、栽培特性の把握を行い、加えて実需の評価を得ることとしています。

令和4年産からは、県内全域を対象に千ヘクタールの作付けに向けて生産者へのPRや種子の確保を行い、令和6年産3千ヘクタールを目標に推進していきます。

駕海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

守永委員 6番の関係で、県農協の改革の中でコンプライアンスの問題を徹底していただくということになると思いますが、2番のこれまでの主な業務改善計画の実施状況で、過去の不祥事件を題材にしたコンプライアンス研修の不祥事件とは農協自身の過去の事案を言うのか。それとも、全国的な様々な農協での事例を取り上げての研修なのか、どういうことなのか教えてください。

また、農協本来の業務である営農指導についての今後の対応ですが、農協でこれから新たに人材を育成していくときに、どのような形を考えていますか。多くの農協で、プロと言われる営農指導員が卒業してしまっているところが多いのではないかと思います。新たな指導者になり得る方がいるのか、教えてください。

安藤団体指導・金融課長 まず、1点目の過去の不祥事の検証に基づいたコンプライアンス研修では、大分県農協で過去にあったことについて、こういう原因でこうなって、こういう処分をして、その後、こういう状況に今なっているという実際の事例を学んでもらいます。

今まで農協内部で不祥事の内容は公表してなかったところもあるので、そこを意識してもらうためにそういうことをやっています。

また、営農指導員の育成については、今、県のOBの普及員がリーダー的な役割として広域普及員で入ってやっています。それに加えて、今回、営農指導を強化するという意味でキャリアプランというか、営農指導員をどう異動させ、どう育てていくのか。特に地域で特性があったりするので、そういうところを含め、そういうものを作るように今、投げかけています。

ただ、すぐにはできない状況ですが、一応そういう形で育成するプランを作ってもらうようにしています。

二ノ宮委員 水田の畑地化について教えてください。

14ページに拡大品目はこれで、販路確保について中京圏まで出すと書かれており、今、地産地消という言葉を使っていますが、大分県の市場の中で他県からどういう品目が入ってきているかを調査し、それを新たに品目の中に加えたらどうだろうかといつも思っています。

どちらかという、首都圏とか大きなところの市場を狙うのはもちろん必要なことですが、逆に大分県で食べているものが他県からたくさん来ている品目があるのではないかと思います。

ぜひ市場等を通じて、今度、新たな品目を作るとき、まだ言えば新しい団地を作るときにそういう品目に挑戦し、県内で消費するというような、さっきから言っている地産地消ですが、そういうことをぜひ検討していただきたい。お願いします。

鴛海委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 委員外議員の方、御質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 別に御質疑等もないので、次に、⑨、⑩及び⑪の報告をお願いします。

上田おおいたブランド推進課長 資料の19ページをお願いします。

先月、国が公表した農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づく輸出産地について御報告します。

1 経緯を御覧ください。国は、昨年3月、農林水産物等の輸出額を令和12年までに5兆円に拡大する目標を打ち出し、11月には農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略を策定し、輸出重点27品目や品目別の輸出目標等を定めました。さらに先月には、輸出向けの生産を行う産地を輸出産地として公表し、45都道府県の353地域が選ばれました。

2 輸出産地を御覧ください。本県関係については、ブランドおおいた輸出促進協議会畜産部会の牛肉、大分県農業協同組合のぶどう、かんきつ、全国農業協同組合連合会大分県本部のかんしょ、日田木材協同組合の製材、大分県漁業協同組合、株式会社兵殖のぶりなど7品目が輸出産地に選ばれました。

今後、実施主体欄に記載の事業者ごとに、輸出目標やその実行のための課題と対策を明確にした輸出事業計画を策定し、国はその計画の実現に向けて必要な施設整備等を重点的に支援していくこととなっています。

県では、これまでもブランドおおいた輸出促進協議会等と連携し、現地での販売促進フェアやバイヤー招聘等に取り組んできました。今後は、これに加え、輸出産地に位置付けられた実施主体を中心に、JETRO等関係機関とも連携しながら、拡大する海外ニーズに対応するための産地づくりにも取り組み、令和6年度57億円の目標達成を目指していきます。

高野水産振興課長 資料の20ページをお願いします。

漁業法改正に伴う資源管理の強化について説明します。

左上の経緯ですが、適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立することを目的とした改正漁業法が、昨年12月1日に施行されました。

主な内容は、資源管理措置等の基本的制度を一体的に見直し、これまで別に定めていた資源管理制度を漁業法に統一したことです。

続いて、右上の改正漁業法における新たな資源管理体制ですが、改正漁業法では漁獲可能量(TAC)管理が基本とされ、1年間に漁獲できる数量の上限を定めます。現在、対象魚種は

全国漁獲量の6割しかカバーできていませんが、国は8割まで拡大させることを目標としています。

これらの資源管理を行うため、国が定めた資源管理基本方針に基づき、県は新たな大分県資源管理方針を12月1日に施行しました。この方針には資源管理に関する事項を魚種ごとに具体的に記載しており、対象魚種はまあじ、まいわし、まさば・ごまさば、くろまぐろの5魚種で、現在と変更ありません。この方針に記載された漁獲可能量による管理を実行するためには、正確な漁獲量の把握と漁獲可能量の遵守が重要となります。

まず、正確な漁獲量の把握のために報告に関する規則を昨年12月1日に制定し、右側のポイントに記載のとおり、TAC魚種については、漁業者は魚種ごとの漁獲量を月1回県に報告することになります。これまでまあじ、まいわし、まさば・ごまさばは、中型・小型まき網漁業のみだった報告義務を全ての漁業者へ拡大します。

次に、本県に割り当てられた漁獲可能量を遵守するため、県は採捕の停止に関する規則を12月1日に同様に制定し、国から数量配分が行われるまあじとくろまぐろが、漁獲可能量を超えるおそれが高まった場合に、採捕停止命令を発出することになります。

なお、漁業者や漁協等の関係者には、海區別に説明会を開催し、この内容について御理解いただいております。

また、4月1日以降には、するめいかもTAC魚種として追加される予定です。

井迫新規就業・経営体支援課長 資料の21ページをお願いします。

女性就農者確保対策事業における新たな研修施設の整備状況について御報告します。

本事業においては、昨年8月にウーマンメイク株式会社の提案を採択し、図のように関係機関と連携した体制が整いました。

県内外でのセミナーや相談会で周知に努めてきた結果、都市圏出身を含む2名の方を研修生として採用し、次年度から研修を行う見込みとなっています。

鴛海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 委員外議員の方、御質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 別に御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 別にないようですので、これで農林水産部関係の審査を終わりますが、ここで一言、私からお礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔大友農林水産部長挨拶〕

鴛海委員長 大友部長、ありがとうございました。

せっかくですので、御退職される方々から、これまでの農林水産業に関する思いや今後の後輩職員へのメッセージなどを含めて、一言ずついただきたいと思います。

〔森迫審議監挨拶〕

〔後藤工事技術管理室長挨拶〕

〔田染農地活用・集落営農課長挨拶〕

〔小手川漁港漁村整備課長挨拶〕

鴛海委員長 ありがとうございました。

御退職される皆さまに、改めて感謝申し上げますとともに、今後の御活躍をお祈りします。

それでは、これで農林水産部関係の審査を終わります。

執行部及び委員外議員の皆さまはお疲れさまでした。

〔農林水産部、委員外議員退室〕

鴛海委員長 それでは、このメンバーでの委員会はこれで最後になりますが、この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 別にないようですので、ここで、委員の皆さんにお礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

鴛海委員長 それでは、これもちまして委員会を終わります。

大変お疲れさまでした。